第六十三条第一号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　いかなる方法をもってするかを問わず、受託業務を一括して他人に委託しないこと。

第六十三条第二号中「除染等の措置等」を「除去土壌収集等」に、「除去土壌の収集、運搬又は保管」を「除去土壌収集等」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前にした平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法第四十条第二項の規定による委託又は同法第四十一条第二項の規定による除去土壌の収集、運搬若しくは保管に係る委託については、この省令による改正後の平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第五十九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。